

収益認識基準に関する意見募集文書、公表

—ASBJ

去る2月4日、企業会計基準委員会が「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を公表した。

これは、今後、収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討を進めていくにあたり、検討の初期の段階で適用上の課題や今後の検討の進め方に対する意見を幅広く把握するためのもの。

IFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」を、わが国の収益認識基準として導入した場合の論点を識別したうえで、適用上の課題の分析を行っている。識別された論点は、図表のとおり。

意見募集期間は本年5月31日まで。

意見募集文書の全文は、企業会計基準委員会HPにて閲覧可能(https://www.asb.or.jp/asb/asbj/press_release/domestic/shueki2016/)。

(図表) IFRS15号を適用した場合の論点

I 主に収益認識の金額や時期に影響を与える可能性のある主要な論点 (ステップ1: 顧客との契約を識別する)	
【論点1】契約の結合	
【論点2】契約の変更	
(ステップ2: 契約における履行義務を識別する)	
【論点3】約束した財またはサービスが別個のものか否かの判断	
【論点4】追加的な財またはサービスに対する顧客のオプション(ポイント制度等)	
【論点5】知的財産ライセンスの供与	
(ステップ3: 取引価格を算定する)	
【論点6】変動対価(売上等に応じて変動するリベート、仮価格等)	
【論点7】返品権付き販売	
(ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する)	
【論点8】独立販売価格に基づく配分	
(ステップ5: 履行義務の充足時に(または充足につれて)収益を認識する)	
【論点9①②】一定の期間にわたり充足される履行義務	
【論点10】一時点で充足される履行義務	
【論点11】顧客の未行使の権利(商品券等)	
【論点12】返金不能の前払報酬	
II 主に財務諸表における収益の表示に影響を与える可能性のある主要な論点	
【論点13】本人か代理人かの検討(総額表示または純額表示)(ステップ2)	
【論点14】第三者に代わって回収する金額(間接税等)(ステップ3)	
【論点15】顧客に支払われる対価の表示(ステップ3)	
III その他の論点	
【論点16】契約コスト	
【論点17】貸借対照表項目の表示科目	
IV 開示(注記事項)	

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成28年2月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
3月15日(火)まで	② 個人の確定申告、納付、延納の届出(平成27年分) 所得税・贈与税・都道府県民税・市区町村税・事業税・事業所税 ③ 国外財産調書の提出	
3月31日(木)まで	④ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成28年1月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ⑤ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成27年12月期) 2カ月延長法人(平成27年11月期) ⑥ 消費税確定申告(1カ月ごと)(1月期) ⑦ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑧ 法人の中間申告(半期・7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑨ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(1月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(4、7、10月期)	④～⑨ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑥、⑦ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 上記③について、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を保有する居住者(非永住者を除く)は、翌年3月15日までに国外財産調書を提出しなければならない。ただし、同日までに死亡または出国した場合は除く(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律5)。		

開示の検討、始まる

—ASBJ、税効果会計専門委

去る2月4日、企業会計基準委員会第30回税効果会計専門委員会を開催した。

今回から、繰延税金資産の回収可能性に関する事項を除く5つの実務指針の移管や、開示に関する事項などの検討が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

今後の全体的な進め方

第22回専門委員会および第316回企業会計基準委員会では、早急に対応すべき7個の論点と、さらに追加で16個の論点を示された。

事務局からは今後の全体的な議論の進め方に関して、①回収可能性適用指針案においてコメントが寄せられた「開示」の検討から開始し、②その後、「開示」と「税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱い」を除く5つの早急に対応すべき論点について検討を行い、③5つの実務指針の移管後に、それ以外の16個の論点の検討を行うか、検討すべき論点が他に存在するかどうかの検討を行う、という流れが提案された。

なお、各論点と移管する5つの実務指針の詳細な内容は、A

SBJホームページ (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20150724/20150724_index.html)を参照されたい。

開示の検討の進め方

事務局は開示の論点を、①回収可能性適用指針案の公表前の議論の内容、②回収可能性適用指針案に寄せられたコメント、③国際的な会計基準における注記事項を判断基準として、次のとおり整理した。

A…①に該当する

- ・評価性引当額の内訳
- ・繰越欠損金に係る情報
- ・企業の分類の開示

・合理的な説明に関連する開示

B…②のうち、③を満たす

- ・繰延税金資産の回収可能性の見積りに関する定性的な情報
- ・税率に関する開示

- ・繰延税金資産の表示非流動区分表示への変更

C…②のうち、③を満たさない

- ・セグメント等に細分化した開示

- ・将来の経常利益と一時差異等加減算前課税所得の重要な調整項目の開示

熟成肉がブームになって1年ほど経つでしょうか。先日、

やっと食べに行く機会がありました。少し背伸びして高級店で食べたからというところもあるでしょうが、実に美味でした。「熟成肉」とは一定の温度を保つ冷蔵庫等で寝かせた肉のことをいうようです。寝かせるだけで、こんなにも「うまみ」が出るものかと驚きました。その熟成肉を食べながら、ふと考えました。私たちは、自分が考えていることや思っていることを熟成させているだろうか、と。

「Twitterをやっているという若い友人と話をしていたときのことで。私は「Twitterをやっていないので、どんなものかと聞いてみました。そうすると、その友人はその場で思ったことや見たものについてつぶやいているとのことでした。たとえば、こんな具合です。先日東京が大雪だった日に、「朝起きたら雪がすごく積っていてビックリ!」、「電車が止まっているかも」、「電車がめっちゃ混んでいる」、「やばい、遅刻しそう」、「やっと会社に着いた」、「半分くらいしか会社に着いてないよ」などと次々とつぶやいたそうです。一方で、「TwitterなどのSNSでつぶやいたりメールをしたりしない別の友人は、会社に着いてから「雪がすこ

たね」と、通勤の大変さを同僚と労いあったようでした。

この違いから何がみえてくるでしょうか。考えや思いを自分のなかで抱えることができるかどうかの違いだと思います。大雪の日、SNSでつぶやいたりメールをしたりしない人は、会社に着くまでの間に、電車の運行状況に対する不安、いつも以上に電車が混んでいることへのストレス、同僚は大丈夫だろうかという心配などを自分のなかを感じ



ながら（抱えながら）過ごしています。それは、つまり自分の感情やその変化を1人で抱え、出社後同僚に話すまでの間、寝かせることができるかといえます。

これは人間の悩みでも同じです。SNSでつぶやいたりメールをしたりする人は、悩みが生じた時点でつぶやきという形ですぐに外に出してしまっています。一方で、SNSでつぶやいたりメールをしたりしない

人は、1人で抱え、あれこれ考え、八方塞がりになり、もがき、また考えるという作業を繰り返しています。そして、そのように悩みを抱え、寝かせるというプロセスを経たうえで信頼できる誰かに相談します。

考えていることや思っていること、悩んでいることなどは、寝かせるプロセスを経たほうが「うまみ」が出るものです。その「うまみ」とは、寝かせた人にしかわからない充実感、安堵感、一皮むけた感覚、乗り越えた自信などといえるでしょう。これらは、悩みをすぐに外に出してしまう（すぐに誰かに話してしまう）人には得られないものでしょう。

TwitterなどのSNSに限らず、私たちは以前と比べて考えていることや思っていること、悩んでいることなどを寝かせることが減ってきているのではないのでしょうか。ソーシャルメディアの発達によるものだけでなく、1人孤独に思い悩むよりも、すぐに相談したほうがよいという風潮も影響しているかもしれません。しかし、人生、寝かせたほうが「うまみ」が出るものです。1度きりの人生です。おいしい人生のほうが幸せだと思いませんか。（メンタルクリエイター 江口 毅）

- ・見積りの変更に関する開示
- D…③のうち、②を満たさない
- ・資本に直接借方計上または貸方計上した項目に係る当期税金および繰延税金の合計額
- ・投資等に関する一時差異の合計額
- ・特定状況における税金費用または繰延税金資産および繰延税金負債に関する注記

事務局からはA、Bは今後の検討項目として識別することが考えられるが、C、Dは検討するか否かをあらためて審議することが提案された。

評価性引当額の内訳

事務局より前記Aのうち、評価性引当額の内訳に関する開示について、次の2案が示された。

- 案1…将来減算一時差異について主な項目ごとに開示する
- 案2…税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の合計と将来減算一時差異に係る評価性引当額の合計に分けて開示する

この点、事務局は開示の有用性やコスト等の観点から案1、案2を検討したが、専門委員からは「中途半端な開示になるから、やめたほうがいい」との意見が多く聞かれる一方、「利用者としては（開示する方向で検討してもよいのでは）」との声もあった。

会計

財務諸表への重要性の適用に関するIASB公開草案へのコメント案、検討

ASBJ、ASAF対応専門委

去る2月5日、企業会計基準委員会は第38回ASAF対応専門委員会を開催した。

IFRS実務記述書「財務諸表への重要性の適用」

IASB公開草案「IFRS実務記述書―財務諸表への重要性の適用（以下、「本文書案」という）について、専門委員会、親委員会での意見を受けて作成されたコメント・レター案が事務局より示された。

本文書案の形式について、「強制力のあるガイダンスとすることを予定している法域がほとんどない」といった理由から、教育文書の形式で公表すべきとする案が示された。

また、公表時期については、「本文書案の内容は開示原則プロジェクトの一部として計画されている今後の議論に大きく影響される」、「公表が緊急に要請されているわけではない」といった理由から、開示原則プロジェクトの完了後に公表すべきとする案が示された。

4月ASAF会議対応

4月7日、8日に予定されて

いるASAF会議では、IFRS S2号「株式に基づく報酬」についてIASBスタッフ・ペーパーに基づく意見交換が予定されている。

スタッフ・ペーパーではリサーチ結果として、主に「株式に基づく報酬の取決めそのものの複雑性」、「IFRS2号で採用されている会計モデルの複雑性」から実務における適用上の複雑性を生じさせているとされている。

事務局からは気付き事項として、次のようなものが示された。

- ・現行のIFRS2号に修正付与日公正価値測定モデルと報告日公正価値測定モデルが存在していることが実務の複雑性を増大させる1つの要因になっている
- ・同じ株式報酬取引ではあるが、決済手段が通常異なることが想定されることから、会計モデルは異なるべき
- ・複雑性を軽減することを目的として、いずれか1つを廃止することは適切ではない

会計

税効果会計の検討スケジュール等、審議

ASBJ

去る2月10日、企業会計基準委員会は第329回企業会計基準委員会を開催した。

今回は主に、第30回税効果会計専門委員会での議論（今号本欄参照）を踏まえ、税効果会計について審議が行われた。

今後の検討スケジュール

回収可能性適用指針案の審議のなかで、「開示項目を見直す場合には、回収可能性適用指針の適用時期（2016年4月1日以後開始事業年度）とあまり離れず適用できるように開発すべき」との意見が聞かれている。

そこで、事務局は第30回専門委員会において、公開草案等のデュープロセス手続に必要な時間も考慮し、「2017年4月1日以後開始事業年度の年度末」からの適用を念頭に進めることを提案した。しかし、専門委員からは、「会計処理は期首から適用できるように進める必要がある」との意見が示された。

これを踏まえ、本委員会ではあらためて次のスケジュールを念頭に進めることが提案され、委員からもおおむね賛成する意見が聞かれた。

- ① 開示のうち回収可能性適用指針に関連するものについては、2017年4月1日以後開始事業年度の年度末から適用
- ② 会計処理および回収可能性適用指針に関連するもの以外の開示については、2018年4月1日以後開始事業年度の期首から適用

評価性引当額の内訳の開示

委員からは、「日本は他国と比べても税と会計の乖離が大きいため、税効果会計に関する開示は重要」として、「開示が充実する案1をベースに検討すべき」との意見も聞かれているが、「有用性・コスト・IFRSとの比較を考えると、案2が適度でよい」との意見や、「米国基準の開示も現行の日本基準と同様であり、現行の開示で十分」との意見もある。特に、案1はプロラタ計算等の一定の仮定を置かざるを得ないケースがあることから、その場合のコストを懸念する声が聞かれた。

委員から「おそらくいつまで経っても平行線」との見解が示されるほどであり、今後の議論の行方も不透明な状況である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2016年 2月8日	株主本人確認指針の改正について	全国株懇連合会	いわゆるマイナンバー制度の利用開始に伴うもので、「個人番号カード」を本人確認資料に追加するもの。 https://user.kabukon.net/pic/44_1.pdf	—
	議決権行使書面モデルの改正について		会社法改正に伴う「招集通知モデル」、「株主総会参考書類モデル」の改正に際して、議案数を変更したことなどを踏まえたもの。 https://user.kabukon.net/pic/44_1.pdf	—
2016年 2月8日	株主から剰余金の配当に関する提案が行われた場合の標準モデル	日本経済団体連合会 全国株懇連合会 証券保管振替機構	振替株式を発行する会社が株主から剰余金の配当に関する株主提案を受領した場合の標準モデルを策定したもの。 https://user.kabukon.net/pic/44_1.pdf	—

マイナス面が意識されるマイナス金利導入

金融

日銀が1月29日にマイナス金利を導入して、東京市場では大幅な円高・ドル安への動きと日経平均株価の大幅下落の動きが顕著になっている。これは、アメリカ経済の強さに対する不確かさと米FRBの追加利上げ期待の後退、さらに欧州での金融不安が根本原因であり、それにプラス・マイナス両面を持つハイルスク・ハイリターンの日銀のマイナス金利導入も加わっている。

1月の米雇用統計は、失業率が4・9%に改善、賃金や労働参加率も改善したものの、雇用者数の伸びは鈍化した。また物価上昇率などその他のデータも含めると、3月の追加利上げを確信できる数字は揃ってなく、イエレン米FRB議長が議会証言で述べた「経済が下振れすれば利上げペースも減速するのが適当だ」といった発言に市場は反応しやすくなっている。

一方欧州では、ドイツ銀行が発行する社債の利払いが、来年には支払えなくなる可能性に言及したアナリストレポートを発端に、欧州の銀行株全体が軟調に推移した。ドイツ銀行は昨年

安全資産とみなされて10年物国債も一時利回りがマイナスになるまで買われたものと考えられる。したがって、今後日銀が追加金融緩和策として日銀当座預金の超過準備の一部に適用するマイナス金利のマイナス幅をさらに拡大する政策は、現状を鑑みるとプラス面よりもマイナス面に大きく作用する公算が強く、当面は有効な政策手段とはならないだろう。

こうしたなかで、日銀のマイナス金利導入は、プラス面よりもむしろ市中銀行の収支悪化というマイナス面が強く意識され、為替市場では逃避通貨として円が最も選好され、円建て資産のなかでもさらに日本国債が

こうしたなかで、日銀のマイナス金利導入は、プラス面よりもむしろ市中銀行の収支悪化というマイナス面が強く意識され、為替市場では逃避通貨として円が最も選好され、円建て資産のなかでもさらに日本国債が

デフレ脱却のために実質金融政策しか動いていない状態で、財政政策や成長戦略の欠けた経済政策の限界がますます明確になっている。

ところで、マーケットはこの発言からアメリカ経済の弱さを感じ取り、株価は下げに反応した。議長の期待とは正反対の反応である。マーケットは世界経済の減速、需要の停滞を今最も懸念しているのである。最近、朝鮮半島が北朝鮮の核実験、ミサイル発射を契機に緊張を激化させている。韓国を筆頭に関係各国の需要停滞をもたらす。

アベノミクスの正念場

証券

世界的にマーケットの動揺が収まらない。2月上旬に目立ったのが東京市場の株価の下げである。為替相場に敏感な東京市場では円高進行が株価の下げを加速させている。下値の模索中に不安心理が高まり、株価水準が切り下がるような悪循環が発生し、下値の目途が立たない。

マイナス金利導入は円安を目指したはずだったが、結果的には円高を招き、日銀の意図とは真逆に動いてしまったことを物語る。日銀頼みであったアベノミクスは正念場を迎えている。

折から、安倍首相を支えるベキ与党政治家の不祥事が相次ぎ、政権への国民的信頼を揺るがしかねない。盤石にみえた政権が揺らぎ始めるときによく目にした絵だが、安倍内閣もその轍を踏むのだろうか。

7月には参議院選挙が控えている。政府与党はひたすら有権者に口当たりのよいことしかいえない。それでも政権維持の保証はなく、株式市場、マーケットは動揺を続けるしかない。

現在、日経平均とダウ平均の表面数字が逆転しそうになっている。

現在、日経平均とダウ平均の表面数字が逆転しそうになっている。

現在、日経平均とダウ平均の表面数字が逆転しそうになっている。

現在、日経平均とダウ平均の表面数字が逆転しそうになっている。